第１０　動力消防ポンプ設備

１　水源等

水源等は、令第 20 条第 4 項第 1 号及び第 3 号の規定によるほか、次によること。

(1)　水源は、原則として貯水槽とすること。◇

(2)　貯水槽を地盤面下に設ける場合は、当該貯水槽において地盤面の高さから 4.5m以内の部分を有効水量とすること。◇

(3)　貯水槽は、屋外の地盤面より高い位置に設ける場合は、耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。◇

ただし、ガラス繊維強化プラスチック又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有する材料で造られ、かつ、周囲の建築物その他の工作物から 3m以上の距離を保つ等、延焼を防止するための措置を講じる場合は、この限りでない。

(4)　貯水槽は、屋内の地盤面より高い位置に設ける場合は、不燃材料で造られたものであること。◇

ただし、ガラス繊維強化プラスチック又はこれと同等以上の強度を有する材料で造られ、かつ、不燃材料で区画した専用室に設ける場合は、この限りでない。

(5)　貯水槽は、当該貯水槽の周囲に、動力消防ポンプを容易に接近させ、操作するために必要な空地を有するものであること。◇

(6)　有効水量を常時確保しておくため、次のいずれかの措置を講じたものであること。◇

ア　減水警報装置（有効水位を下回った場合に警報を発するもの）を設け、音響装置及び表示灯を常時人がいる場所に設けること。

イ　水槽の外部から水位を確認できる目盛りを設けること。

ウ　水道等からボールタップ等により自動的に補給ができる構造であること。この場合において、水槽の溢水位と給水管の下端の距離を当該給水管の直径の 2 倍以上とするなど、水道等の汚染を防止するための措置を講じたものであること。

２　採水口又は吸管投入孔

(1)　採水口を設ける場合は、次によること。

ア　採水口は、地盤面の高さから 0.5m以上 1m以下で貯水槽の水量を有効に給水できる部分に設けること。◇

イ　採水口の結合金具は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成 25 年総務省令第 23 号）に規定する呼称 75 のめねじに適合する単口のものであること。★

ウ　採水口のパッキン以外の材質は、日本産業規格 H5120、H5121 若しくは G5501 に適合する材質又はこれらと同等以上の強度及び耐食性を有するものであること。◇

エ　採水口には、防護措置を講じること。◇

オ　採水口に接続する配管は、呼び径 100A 以上のものであること。◇

(2)　吸管投入孔を設ける場合は、次によること。◇

ア　吸管投入孔は、直径 60ｃｍ以上の円が内接することができる大きさであること。

イ　吸管投入孔は、鉄蓋等が取り付けられたものであること。

ウ　吸管投入孔が車両の通行に供される場所に設置されている場合は、鉄蓋等が車両の通行に耐える強度のものであること。

３　動力消防ポンプ

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。以下この第10において同じ。）は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 20 条	第 3 項	
	第 4 項	第 4 号
その他	「動力消防ポンプの技術上の規格」（昭和 61 年自治省令第 24 号）	

(1)　動力消防ポンプは、水源ごとに 1 以上設置すること。◇

(2)　屋外に設ける場合は、雨水等の影響を受けないよう対策を講じること。★

(3)　動力消防ポンプの常置場所には、「動力消防ポンプ常置場所」と表示した標識を設けること。◇

ただし、動力消防ポンプを固定して設ける場合は、この限りでない。

(4)　動力消防ポンプに備えるノズルの口径は、呼称 19ｍｍ以上のものであること。◇

(5)　動力消防ポンプによる消火活動が十分に行えるよう、次のいずれかの措置を講じること。◇

ア　操作及び取扱いに習熟した者を常駐させておくこと。

イ　動力消防ポンプを固定し、配管により貯水槽と接続しておくこと。

４　配管等

配管等は、次によること。

(1)　配管等の材質は、規則第 12 条第 1 項第 6 号ニ、ホ及びトの規定の例によるほか、仕切弁及び逆止弁は、日本産業規格 B2011、B2031 若しくは B2071 又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。◇

(2)　配管は、必要に応じて地震による震動等に耐えるための有効な措置を講じたものであること。◇